

北海道立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

平成 30 年 3 月 28 日館長決定

令和 4 年 6 月 16 日改正

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、北海道立図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 雑誌スポンサー制度は、北海道立図書館（以下「図書館」という。）及び社会貢献活動の一環として図書館に雑誌を提供する民間事業者（以下「雑誌スポンサー」という。）が連携し、継続的な雑誌の収集と利用者サービスの向上に取り組むことを目的とする。

(雑誌スポンサー制度の内容)

第 3 条 雑誌スポンサーは、図書館が作成する雑誌募集リストから希望する雑誌（以下「スポンサー雑誌」という。）を選び、最新号が図書館に直接納品されるよう書店等との間で購入手続を行うものとする。

2 図書館は、前項の規定により提供されたスポンサー雑誌を寄贈資料として受け入れ、利用者の閲覧に供する。

3 図書館は、スポンサー雑誌の雑誌カバー及び館内雑誌書架並びにホームページにおいて雑誌スポンサーの名称等の広告を掲示し、及び掲載する。

(雑誌スポンサーの対象者)

第 4 条 雑誌スポンサーの対象者は、会社等の法人及び個人事業者とする。ただし、北海道教育委員会広告取扱基準第 3 に定める業種又は事業者は対象としない。

(スポンサー雑誌の提供期間)

第 5 条 スポンサー雑誌の提供期間は、最初に寄贈される号の発行日から 1 年間とする。

2 期間満了の 2 か月前までに、図書館又は雑誌スポンサーいずれかにおいて提供の継続を中止する意思表示がない場合は、提供期間は自動的に 1 年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(広告の内容)

第 6 条 広告の内容は、図書館の公共性、社会的信頼性等を損なうおそれのないものとし、北海道教育委員会広告取扱要綱第 4 条第 2 項及び北海道教育委員会広告取扱基準第 4 に定める掲載基準に該当するものは、掲示及び掲載しない。

(広告の掲示等)

第 7 条 図書館は、スポンサー雑誌の提供期間において、雑誌スポンサーの広告を、第 8 条第 1 項第 2 号に規定する「広告の規格・表示方法」に基づき掲示し、及び掲載する。

2 スポンサー雑誌が休刊又は廃刊となった場合は、通常号の発行間隔に相当する期間が終了するまで広告を掲示し、及び掲載するものとする。

(雑誌スポンサーの募集)

第 8 条 図書館長は、次に掲げる募集の条件を明示して、雑誌スポンサーを募集するものとする。

(1) 募集する雑誌の名称及び内容（「スポンサー雑誌募集リスト」）

(2) 雑誌カバー等に掲示し、及び掲載する広告の規格及び表示方法（「広告の規格・表示方法」）

(3) その他図書館長が定める事項

(雑誌スポンサーの申込み)

第9条 雑誌スポンサーとして申込みを行う者は、図書館長に「雑誌スポンサー申込書（様式第1号）」及び「広告掲示・掲載申込書（新規）（様式第2号）」を提出しなければならない。その際、申込み日から3ヶ月以内の寄贈開始月を指定して申し込むものとする。

2 申込みは、随時受け付けるものとする。

3 申込者が希望するスポンサー雑誌に複数からの申込みがあった場合は、先に申し込んだ者を雑誌スポンサーとする。

(申込者の審査)

第10条 図書館長は、前条の規定による申込みがあったときは、第4条に基づき審査し、その適否を決定する。

2 図書館長は、前項の審査結果について、「雑誌スポンサーの申込みについて（様式第4号）」により申込者に通知する。

(広告の審査)

第11条 図書館長は、第9条の規定により広告の掲示・掲載の申込みがあったときは、第6条に基づき審査し、その適否を決定する。

2 図書館長は、前項の審査結果について、「広告掲示・掲載の申込みについて（様式第5号）」により申込者に通知する。

(覚書の締結)

第12条 図書館長は、前2条の規定に基づき、雑誌スポンサーとして広告を掲示・掲載することが適当と決定したときは、当該雑誌スポンサーと「雑誌スポンサー制度に関する覚書（様式第3号）」を締結するものとする。

(広告の変更)

第13条 雑誌スポンサーは、広告掲示・掲載の申込みを行った後、第8条第1項第2号に規定する「広告の規格・表示方法」に基づき、その内容を変更することができる。

2 雑誌スポンサーは、広告の内容の変更を希望する場合は、「広告掲示・掲載申込書（変更）（様式第2号）」を図書館長に提出しなければならない。

3 第10条及び第11条の規定は、広告の内容の変更の場合について準用する。

(審査会)

第14条 第10条及び第11条の審査を行うため、図書館に雑誌スポンサー審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は副館長、副委員長は利用サービス部長、委員は一般資料室長、資料整備課長その他館長が必要と認める職にあるものをもって充てる。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長が不在となるときは、副委員長がその職務を代理する。

5 審査会は、必要に応じて委員長が招集する。

6 審査会は、広告の内容が第6条の規定に適合しない又はその恐れがあると判断した場合は、雑誌スポンサーに対して広告の内容の修正を求めることができる。

7 審査会の事務局は、図書館資料整備課に置く。

(雑誌の購入契約等)

第15条 雑誌スポンサーが図書館に寄贈する雑誌の購入契約及び代金支払いは、雑誌スポンサーと書店等との間で行うものとする。

2 雑誌スポンサーは、提供期間内の各号について、発行後遅滞なく図書館に納品されるようにしなければならない。

(雑誌スポンサーの取消し)

第 16 条 図書館長は、雑誌スポンサーが次のいずれかに該当する場合は、雑誌スポンサーの決定を取り消すことができる。

- (1) 寛書の締結内容を遵守していないことが判明したとき。
- (2) 第 4 条の規定に適合しないことが判明したとき。
- (3) その他、雑誌スポンサーとして適切でないと館長が判断したとき。

(スポンサー雑誌の所有権)

第 17 条 スポンサー雑誌の所有権は、図書館に帰属するものとする。

附 則

この要綱は、平成 30 年 3 月 28 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 6 月 16 日から施行する。